

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金の加入は、私が夫の分と一緒に手続を行った。国民年金保険料については、私が、夫や義母の分も納付していたが、申立期間について私だけ未納とされているのは納付できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が一緒に納付していたとする夫及び義母の国民年金保険料は、昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間についてすべて納付されていることから、申立期間に係る申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から52年10月まで
昭和47年3月、A市に引っ越してきて、48年8月に結婚した。時期は不明だが、妻が、私の国民年金の加入手続を行った。
妻が私の国民年金保険料も一緒に納付していたが、いつ、いくら納付していたか分からない。家計簿などは無いが、毎月自宅に集金人が来て、年金手帳みたいなものに押印していったのを憶えている。
納付記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和51年9月に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時点で申立期間のうち48年10月から49年6月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、A市では過年度保険料を収納していなかったことから、集金で納付することはできないが、当該期間の妻の国民年金保険料について、同市の国民年金被保険者名簿によると、現年度納付されていることが確認でき、妻が申立人の国民年金保険料も一緒に集金で納付していたという供述とは矛盾する上、その妻も申立期間のうち、51年4月から52年10月までの国民年金保険料は未納である。

さらに、申立人には、国民年金制度発足当時にB村（現在は、C町）で、実家の家族と連番で払い出された国民年金手帳記号番号があり、昭和36年4月以降、国民年金保険料を納付していたが、40年11月に厚生年金保

険に加入したことにより国民年金の資格を喪失した後、同資格を再取得した形跡が無いことから、当該国民年金手帳記号番号により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとは考え難いとともに、48年8月以降に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。